



いぶすき

Ibusuki

お知らせ版



9月27日(土)・28日(日)は、第67回指宿温泉祭

催し

フラワーパーク かごしま

シルバー美術展

■期間 8月19日(火)～9月15日(月)
■場所 フラワーホール

園芸教室

■日時 9月14日(日)13時30分～15時30分
■内容 ハイビスカス・ブーゲンビレアの植え方と剪定
■定員 30人
■参加料 10000～15000円

カルチャー教室

■日時 9月28日(日)13時30分～15時30分
■内容 押し花(黄色の花籠)
■定員 40人
■参加料 20000円程度

■申込方法 1週間前までに、電話または花の図書館で申し込んでください。

※各催しの参加料とは別に、入園料として高校生以上6200円、小・中学生300円

円が必要です。

申し込み・問い合わせ先
フラワーパークかごしま

☎33333



理科・図画作品展

次の日程で理科・図画作品展を開催します。

■時間 9～17時
■場所 時遊館COCOはしむれ2階特別展示室
■理科作品展
■期間 9月10日(水)～17日(水)

■内容 夏休みに作製した標本や理科研究記録の中から、市理科作品審査会での特選作品の展示

■図画作品展
■期間 9月19日(金)～24日(水)

■内容 平成26年度市図画作品審査会での幼児、小・中学生の特選作品の展示

■問い合わせ先
学校教育課学校教育係
☎2111(内線422)

募集

公園管理の作業員

指宿温泉まちづくり公社では、公園管理作業員を募集します。

- 募集人員 若干名
- 申込資格 50歳未満で、市内に居住する健康な人
- 勤務内容 花の植栽、公園の草取りなどの軽作業
- 勤務条件
- 時間 8時30分～17時
- 保険 社会保険、労災保険
- 休暇 年次有給休暇あり
- 申込方法 市販の履歴書(A4サイズ)に必要事項を記入の上、最近(3カ月以内)撮影した顔写真を貼り、持参してください。
- 申込締切日 9月8日(月)
- 採用予定日 10月1日(水)



■申し込み・問い合わせ先
指宿市東方10709-1
(二財)指宿温泉まちづくり公社

☎270088

健幸マイレージ対象

脳のトレーニング 楽習教室の参加者

脳の老化を防ぐ「読み書き」や「計算」で、脳に良いことを始めませんか。

※高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象です。

- 期間 10月3日～平成27年3月27日までの毎週金曜日・13時30分から1時間程度(全25回)
- 場所 成川区民センター
- 対象 65歳以上
- 定員 16人(定員を超えた場合は、山川・開閉地域の人を優先します。)
- 内容 学習サポーターと一緒に楽にできる「読み書き」「計算」の教材を使った学習と体操や交流会
- 教材費 毎月1100円
- 申込方法 電話で申し込んでください。
- 申込締切日 9月12日(金)

■申し込み・問い合わせ先
市地域包括支援センター
☎2111(内線256)



お知らせ

彩花菜館の臨時休館

道の駅いぶすき彩花菜館は、システム改修のため、次の日は臨時休館します。

■休館日 9月1日(月)

問い合わせ先

道の駅いぶすき彩花菜館

☎279022

し尿汲み取り料金の改定

10月から、し尿汲み取り料金が改定されます。ご理解とご協力をお願いします。

■改定内容 (18ℓ当たり)

○現行 135円(税抜)

○改定後 155円(税抜)

※浄化槽清掃・保守点検料金は、現行どおりです。

問い合わせ先

○協業組合薩南浄水管理センター

☎225110

○サンクリーン大東(南)

☎340738

○(有)えい町クリーン(南九州市穎娃町)

☎09933381775

後期高齢者の口腔検診

「お口元気歯ッピー検診」を受けて、元気で生き生き

県後期高齢者医療広域連合では、昨年度に75歳の誕生日を迎えた人を対象に、口腔検診を行っています。

■検診期間 12月31日(水)まで

対象

県内に居住し、広域連合から受診券などの必要書類を受領している、昭和13年4月1日から昭和14年3月31日の間に生まれた人

■実施場所 市内全ての歯科医療機関で予約を受け付けます。最寄りの歯科医療機関にお問い合わせください。

■検診方法 広域連合が対象者に送付する「受診券」を受け取り、直接実施歯科医療機関に予約してください。

■検診料 無料

■検診内容

①問診 歯周疾患に関する自覚症状などの有無を聞き取ります。

②口腔内外診査 歯や歯周組織など口腔内の状況、義歯の適合の状況について検査

③口腔機能診査 頬の膨らまし検査、反復唾液テスト、咀嚼力検査などを行います。

問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合事務局

☎099120611398

電気事故の防止

電気の使用方法を間違えると、感電・火災などの重大事故につながる危険性があります。

■タコ足配線の禁止

コードや配線器具には、流すことができる電流の量が決められています。テーブルタップなどを使ってタコ足配線をしていると、テーブルタップなどが加熱して危険です。電化製品は、コンセントから直接使しましょう。

■ぬれた手は危険

ぬれた手で電気器具などに触ると、感電する恐れがあります。電気器具や電気配線は、必ず水や汗をよく拭いてから使しましょう。

問い合わせ先

九州電気保安協会

☎092171110056

みんなでつくる美しいまち

やめようポイ捨て



市では、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与するため、「指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例」を制定しています。条例に違反すると罰金が科せられることがあります。

ポイ捨て行為などの防止に協力してください。

禁止される行為

①空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずなどを決められた場所以外に捨てる行為

②犬のふんを放置して、道路、公園などの公共の場所を汚す行為

※犬の散歩には、シャベルや袋など、ふんの回収に必要な用具を持って出掛けましょう。

③自動販売機に回収容器を置かない、または置いても適正な管理をしない行為

※自動販売機から5メートル以内に回収容器を設置しましょう。

罰則

ポイ捨てや犬のふんを放置するなどの禁止事項に違反した人には、原状回復の指導、勧告、命令がなされます。また、命令に従わないときは、5万円以下の罰金が科せられます。



問い合わせ先

○環境政策課生活衛生係

☎22111(内線245)

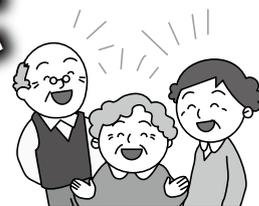
○山川支所市民福祉課市民生活係

☎341113(内線114)

○開聞支所市民福祉課市民生活係

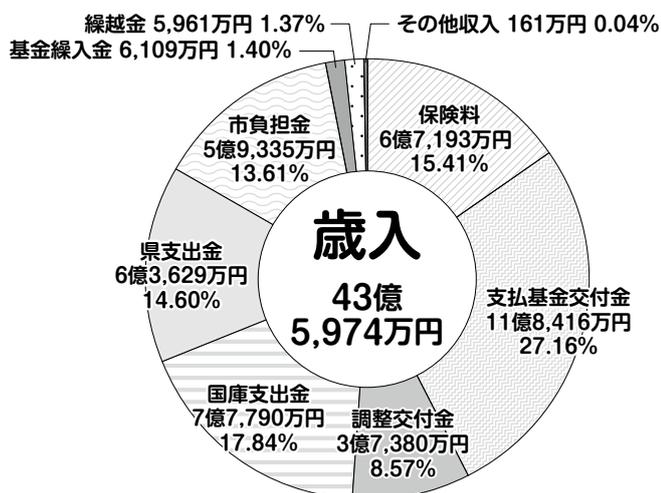
☎33111(内線121)

いつまでも元気に暮らすために ～平成25年度介護保険の収支状況～

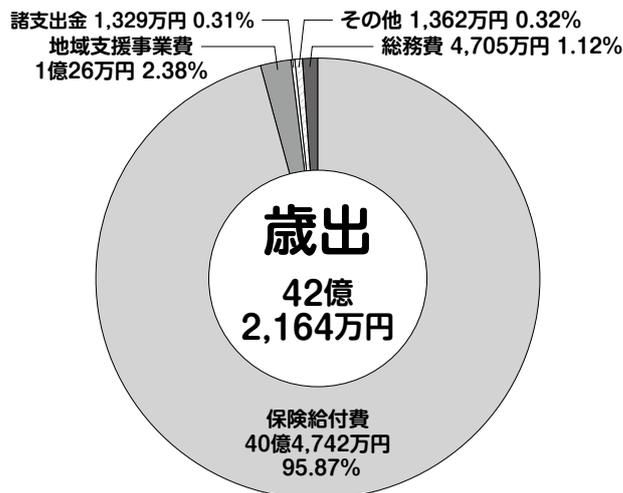


介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるように、社会全体で支え合う制度です。

グラフ1



グラフ2



【歳入・歳出の状況】

介護保険の財源は、40歳以上の人がある介護保険料と国、県、市が一定の基準に基づいて負担する公費で賄われています。平成25年度の介護保険特別会計の歳入で最も大きな割合を占めるのは、支払基金交付金です。これは40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）がそれぞれの医療保険に上乗せして納めている保険料です。支払基金交付金に65歳以上の人（第1号被保険者）が納める保険料を合わせると、歳入全体の4割強を占めています。歳出のほとんどは、加入者が介護サービスを利用したときに支払う保険給付費となっています。

※歳入から歳出を差し引いた1億3,810万円は、将来に備えて、その一部を基金として積み立てる他、平成26年度へ繰り越します。

表1 第1号被保険者数の推移（各年度末現在）

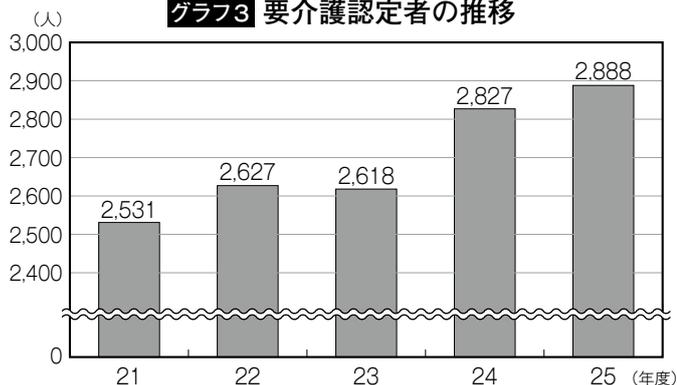
	市総人口 (A)	65歳以上 75歳未満	75歳以上	高齢者数 (65歳以上) (B)	高齢化率 (B)/(A)
23年度	44,174人	5,773人	8,255人	14,028人	31.7%
24年度	43,998人	5,928人	8,334人	14,262人	32.4%
25年度	43,533人	6,190人	8,237人	14,427人	33.1%

(住民基本台帳による人口)

表2 保険給付費の推移

	保険給付費	増減 (対前年度)
21年度	36億4,607万円	-
22年度	35億6,550万円	8,057万円の減
23年度	37億4,259万円	1億7,709万円の増
24年度	39億3,704万円	1億9,445万円の増
25年度	40億4,742万円	1億1,038万円の増

グラフ3 要介護認定者の推移



【毎年膨らむ保険給付費】

本市においても年々高齢化が進み、介護を必要とする人が増えています（表1、グラフ3）。それに伴って保険給付費も年々膨らんでいます（表2）。

市では、高齢者に対して介護が必要とならないようにさまざまな介護予防の事業を行っています。

住み慣れたところでいつまでも元気に暮らしたいものです。現在の自分の状態を知り、健康づくりや介護予防に努めましょう。

問い合わせ先

長寿介護課介護保険係 ☎22111 (内線254)

医療機関などの 適正なかかり方



市では、毎年増加する医療費を抑制するため、適切な受診の推進や健康のまちづくり事業などを行っています。

医療費は、今後も高齢化の進展などによってさらなる増加が予想されます。医療費の適正化を目指すため、医療機関などを受診する時は適正受診に協力をお願いします。

医療機関で受診する場合

○かかりつけ医を持つ
通いやすいかかりつけ医を持ち、気になる症状がある場合は、持病や体質を把握しているかかりつけ医に相談しましょう。

○受診は診療時間内に

夜間や休日など診療時間外の受診は、診療費が高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診しましょう。

○重複受診は避ける

検査や薬が重複することで、体に悪影響を及ぼす場合があります。

○薬の飲み合わせに留意

飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。必ず、お薬手帳を利用しましょう。

○ジェネリック医薬品の活用

医師や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を活用してください。

接骨院・整骨院を 健康保険で 受診する場合

健康保険が適用される場合は原則、療養費支給申請書に受診者の署名が必要になります。

健康保険が適用されるもの (外傷性の負傷のみ)

- 打撲、捻挫
- 肉離れなどの挫傷
- 骨折や脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）

健康保険が適用されないもの

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや肉体疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善のみられない長期の施術
- 労災保険が適用となる仕事
中や通勤途中での負傷
- 同じ負傷名での医療機関との重複受診はできません。
- ※原因を正しく伝え、施術を受ける際に分からないことがあったら、接骨院・整骨院に相談しましょう。

鍼灸院などを 健康保険で 受診する場合

医師が必要と認めた同意書または診断書が必要となります。

健康保険が適用されるもの

- 神経症、五十肩、リウマチ、腰痛症、けい腕症候群、けい椎捻挫後遺症

マッサージの施術で健康保険が適用されるもの

- 関節拘縮、筋麻痺
- ※マッサージは原則として、病名ではなく症状に対する施術となります。
- ※同じ負傷名での医療機関との重複受診はできません。



※詳しくは、かかりつけの医療機関などに問い合わせください。

問い合わせ先

健康増進課健康保険係
☎221111（内線285）

農薬は適正に 使用を

無登録農薬の使用や食品への残留農薬などが大きな社会問題となり、消費者の食の安全・安心に対する関心が一段と高まっています。

農薬は使用基準に基づき、 適正に使用してください。

- 農薬を散布する場合は、事前に近隣住民へ周知しましょう。
- 風の強さや向きに注意し、農薬が飛散しないようにしましょう。
- 農薬は、ラベルや注意書きをよく読み、使用回数や倍率など使用基準を守りましょう。
- 農薬を使ったら、必ず記載しましょう。
- 土壌消毒剤は安全な使用に努め、完全被覆し、薬剤が漏れないように注意しましょう。

問い合わせ先

農政課営農振興係（いぶさき農業支援センター内）
☎221111（内線713）



子どもや家庭のことで

気になることや悩みはありませんか？

～家庭児童相談・婦人相談窓口の利用を～

現在、児童虐待や不登校、いじめ、DV（配偶者や恋人などの身近な立場の異性から受けるさまざまな暴力行為）などが大きな社会問題となっています。

市では、子どもや保護者、女性を取り巻くさまざまな問題の解決を図るため、家庭児童相談および婦人相談の窓口を設けています。

これらの問題で困っているときは、1人で抱え込まずに、ぜひ相談窓口を利用してください。相談は無料で、秘密は固く守られます。



	家庭児童相談	婦人相談
相談対象	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の児童および保護者または妊産婦（近所に気になる児童などがいる場合に、それに気付いてからの相談も受け付けています。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○心配ごとを抱えている女性 ○暴力や脅迫、性的虐待から逃れたい女性 ○夫婦間、家族間、その他人間関係で悩んでいる女性 ○その他誰に相談してよいか分からない女性
相談場所・相談日時	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談室（地域福祉課内） *相談日 毎週火・水・金の週3日 *相談時間 9:00～16:00 （ただし、児童虐待など、緊急を要する場合には、各庁舎で随時受付） 	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人相談室（地域福祉課内） *相談日 毎週月・水・金の週3日 *相談時間 9:00～16:00
相談の種別と内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活などの相談 ○家族関係の相談 ○心身の発達などの相談 ○非行相談 ○家庭環境・児童虐待の相談 ○性格・生活習慣などの相談 ○その他の相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭内のもめ事（夫婦間の問題や異性関係での悩みなど）に関する相談 ○DVに関する相談 ○その他の相談
相談の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○面接 家庭児童相談室または婦人相談室で、直接、相談できます。 ○電話 電話でも相談を受け付けます。 ○訪問 希望に応じて、家庭訪問などを行います。 ○専門機関の紹介 高度な相談内容については、県児童総合相談センターや女性相談センターなどの専門機関を紹介します。 	
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭児童相談室・婦人相談室（地域福祉課内） ☎22111（内線271） ○山川支所市民福祉課福祉係 ☎34114 ○開聞支所市民福祉課福祉係 ☎33111（内線134） 	

父子家庭の父・母子家庭の母 各種資格取得を支援します



市では、父子家庭の父、母子家庭の母の資格取得などに対し、給付金事業を行っております。

ただし、過去に給付を受けたことがある人は、原則受給できません。

高等職業訓練 促進給付金事業

看護師、介護福祉士などの資格を取得するために養成機関で2年以上学ぶ人に対し、一定期間にわたり給付金を支給します。給付を希望する人は、事前に相談してください。

■支給要件

○児童扶養手当の支給を受けているか、または、同様の所得水準にあること

○仕事または育児と、修業の両立が困難であること

○養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

※ただし、通信教育は対象ではありません。

■対象資格

看護師、保育士、作業療法士、介護福祉士、理学療法士 など

■支給額（月額）

○非課税世帯 10万円

○課税世帯 7万500円

■支給期間

申請があった月以降、毎月支給します。（上限2年）

■申請時期

養成機関で学び始めた日以降

■申請に必要なもの

印鑑、申請者名義の通帳、戸籍謄本、児童扶養手当証書、養成機関の在籍証明書類など

自立支援教育訓練 給付金事業

父子家庭の父、母子家庭の母が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練を受ける場合、受講に要した費用の20%を支給します（10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給しません）。

■支給要件

○児童扶養手当の支給を受けているか、または、同様の所得水準にあること

○雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと

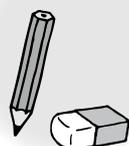
○就業経験や技能、資格の取得状況、労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること

■申請時期

受講開始前（1週間前までに申請してください。）

■申請に必要なもの

印鑑、戸籍謄本、児童扶養手当証書など



申請・問い合わせ先

- 地域福祉課児童母子福祉係
☎2111（内線273）
- 山川支所市民福祉課健康福祉係
☎1114（内線118）
- 開聞支所市民福祉課健康福祉係
☎3111（内線135）

犬や猫の譲渡

県では、犬や猫の譲渡会を開催しています。譲渡を受けるためには、動物愛護講習会を受講する必要があります。

また、過去3年以内に動物愛護講習会を受講し、受講済証を取得した人は、動物愛護講習会を受講せずに譲渡会に参加することができます。

なお、動物愛護講習会と譲渡会への事前予約は不要です。

■期日 毎週日曜日

■場所 県動物愛護センター（霧島市隼人町小田1493-1）

動物愛護講習会

○時間 13時30分～14時30分（13時30分までに受付）

○受講料 無料

譲渡会

○時間 14時30分～15時30分

○譲渡手数料 2100円

※犬、猫1頭につき

○必要なもの 本人確認書類（運転免許証や保険証など）

※詳しくは、県動物愛護センターのホームページにも掲載しています。

<http://dogcat.pref.kagoshima.jp/>

また、一部の犬や猫については保健所で譲渡を行うことができます。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先

○県動物愛護センター
☎099514416301

○指宿保健所衛生係

☎21172

犬や猫の終生飼育

犬や猫の飼育は、終生飼育（動物がその命を終えるまで適切に飼育すること）が原則です。やむを得ない事情で飼えなくなった場合や、生まれた子犬・子猫を自分で飼えない場合は、身近な人に譲渡したり、新聞やチラシ、インターネットを使って新たな飼主を探してください。また、繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を行いましう。

飼っている犬や猫が引き続き飼育されるようになさるごまな手段を尽くした結果、新たな飼主が見つからなかった場合は、保健所に相談してください。

問い合わせ先

指宿保健所衛生係
☎21172

くらしのしおり

消火器の訪問販売に気をつけま

消火器の点検・詰め替えに
来た事業者が訪問し、高額
な消火器や詰め替えの契約を
してしまつたという、消火器
をめぐるトラブルが消費生活
センターに寄せられています。

■事例

突然業者が自宅に訪問し、
「消火器はありますか」と
言うので、家にある消火器
を見せると、「これはすでに
使用期限を過ぎているから
新しい物に換えた方がいい」と
言われ、新しい消火器と
換えてしまった。あとから
考えると、代金も高く、本
当に使用期限を過ぎていた
のか疑問である。

■解説

事例の他にも「この消火器
は耐用年数が過ぎている」
「消火器は1年に1回交換
する義務がある」など、事
実と異なることを言つて購
入させるケースがあります。
消火器には使用期限が表示
されています。また、一般
の住宅に消火器の設置義務

や交換頻度などに関する決
まりはありません。

■対処方法

「交換」などと言われた場
合は、必ず使用期限の表示
を確認し、設置や交換の判
断は、自分でよく考えて行
いましょう。

一人暮らしの高齢者や、障
害のある人の家に見知らぬ
人が出入りしていかないか
ど、身近な人が日ごろから
気を配ることも大切です。
少しでも不審な点や分から
ない点があるときには、そ
の場で契約せず、きつぱり
断りましょう。



※トラブルに遭つたら、1人
で抱え込まず、すぐに相談
しましょう。

相談・問い合わせ先

消費生活センター（商工水
産課内）
☎22334（直通）

障害者就業・
生活支援の巡回相談

なんさつ障害者就業・生活
支援センターでは、就業を希
望する障害者や在職中で障害
者が抱える課題などの解決に
ついて相談に応じます。

■期日

○8月28日（木）

○9月18日（木）

■時間 次の①、②の時間帯
で予約制です。

①10時～10時45分

②11時～11時45分

※当日受け付けも行っていま
す。

■場所 ハローワーク指宿

■申込方法 電話で申し込ん
でください。



申し込み・問い合わせ先

なんさつ障害者就業・生活
支援センター 担当 栄田
☎0993-5817020

Q
U
I
Z

正解者の中から、抽選で
市営唐船峽そうめん流し
B定食ペア食事券
を5名にプレゼントします。



応募方法

○に当てはまる言葉と住
所、氏名、年齢、電話番号、
ペンネームを記入の上、はが
きまたはメールで応募して
ください。併せて、広報いぶ
すきに関する感想、指宿市へ
の思い、紹介したい場所・風景、
イラスト、身近な出来事など、
なんでもご記入ください。ご
意見などは広報紙に掲載する
場合もありますので、ご了承
ください。

応募は1人1通とし、クイ
ズ正解者の中から抽選で賞品
をプレゼントします。当選の
発表は、食事券の発送をもつ
て代えさせていただきます。
多くの応募をお待ちしてい
ます。

■応募締切日

9月10日（水）必着

◎応募先

〒891-0497
指宿市十町2424

指宿市市長公室広報統計係

☎2111（内線123）

✉s-koushitsu@city.ibusuki.jp

※商店・事業主の皆さんへ
賞品を提供して下さる方
を募集しています。ご連絡
をお待ちしています。

提供

市営唐船峽そうめん流し

開聞十町5967

☎2143

問題

9月15日（月）は、○○の日
です。

■ヒント

国民の祝日の一つで、多年
にわたり社会につくしてく
いた老人を敬愛し、長寿を祝
うことを趣旨としています。

広報ごよみ

行事など

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	日		
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	日		
				理科作品展(17日)	えほんのひろば(指宿図書館)	LOVEいぶすき販売						えほんのひろば(指宿図書館)	彩花菜館臨時休館				移動年金相談 障害者就業・生活支援の巡回相談		えほんのひろば(指宿図書館)	真夏のきりしま癒やしの森探訪ウォーク	ふれあい映画会(山川図書館)	粗大ごみ収集(柳田・池田校区)	ミニバレーボール大会			県行政書士会の無料相談 障害者就業・生活支援の巡回相談 後縦靭帯骨化症の巡回相談 よるのおはなし会・集観覧会(指宿図書館)							終戦記念日 指宿の戦跡を訪ねて・今伝える事・上映会

保健センター日程表 予約・問い合わせ先 指宿保健センター ☎22111(内線281)

※各種相談、母子手帳交付、センター開放などは、居住地域に関係なく誰でも利用(参加)できます。
乳幼児健診については、手元に届いた健診票を確認の上、お住まいの地域で受診してください。

8月			
日	時間	実施内容	場所
18	9:30~11:00	母子手帳交付・妊婦相談 成人定期健康相談	山川文化ホール
	19:30~22:00	マタニティスクール(※事前予約が必要)	指宿保健センター
20	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	指宿保健センター
	◎9:15~10:30	育児相談	
	10:00~12:00	キッズ(※未就園児対象のお遊び教室)	開間保健センター
	◎12:50~13:15	2歳児健診(指宿地域児対象)	指宿保健センター
22	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	開間保健センター
	10:00~11:30	育児相談	
	◎12:50~13:15	2歳児健診(山川・開間地域児対象)	
	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	指宿保健センター
27	10:00~11:00	楽しく遊ぼう教室	開間保健センター
	10:00~12:00	キッズ(※未就園児対象のお遊び教室)	指宿保健センター
	◎12:50~13:15	3歳児健診(指宿地域児対象)	
	9:00~11:00	センター開放 成人定期健康相談	開間保健センター
29	9:30~11:00	成人定期健康相談	
	9:30~11:00	成人定期健康相談	
9月			
日	時間	実施内容	場所
1	9:30~11:00	母子手帳交付・妊婦相談	山川文化ホール
	10:00~11:30	育児相談 文化ホール和室開放	
3	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	指宿保健センター
	10:00~11:00	育児世代の運動教室	
	10:00~12:00	キッズ(※未就園児対象のお遊び教室)	開間保健センター
	10:00~13:00	ヘルシーランド健康相談	指宿保健センター
	◎12:50~13:15	乳児・産婦健診(指宿地域児対象)	指宿保健センター
4	9:30~11:00	成人定期健康相談	指宿保健センター
	9:00~11:00	センター開放	
5	10:00~11:00	育児世代の運動教室	開間保健センター
	◎12:50~13:15	6~8か月児健診(指宿地域児対象)	指宿保健センター
8	◎12:50~13:05	乳児・産婦健診(山川・開間地域児対象)	指宿保健センター
	◎13:05~13:20	6~8か月児健診(山川・開間地域児対象)	開間保健センター
	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	指宿保健センター
10	10:00~11:00	楽しく遊ぼう教室	開間保健センター
	10:00~12:00	キッズ(※未就園児対象のお遊び教室)	指宿保健センター
	◎12:50~13:15	1歳6か月児健診(指宿地域児対象)	
	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	開間保健センター
12	9:30~11:00	母子手帳交付・妊婦相談	開間保健センター
	9:30~11:00	成人定期健康相談	山川文化ホール
17	9:00~11:00	センター開放 母子手帳交付・妊婦相談	指宿保健センター
	◎9:15~10:30	育児相談	
	10:00~12:00	キッズ(※未就園児対象のお遊び教室)	開間保健センター
	◎12:50~13:15	2歳児健診(指宿地域児対象)	指宿保健センター
19	9:00~11:00	センター開放	開間保健センター
	9:30~11:00	成人定期健康相談	

※◎印は受付時間。

各種相談	<p>年金</p> <p>年金に関する手続き、相談に応じます。事前予約が必要です。予約先 鹿児島県年金事務所 ☎099-251-3111 指宿庁舎 第1会議室 8月28日(木) 10:00~12:00、13:00~15:00</p>	<p>婦人</p> <p>家庭、結婚、離婚、仕事、DVなどさまざまな相談に応じます。 指宿庁舎(地域福祉課) 毎週月・水・金曜日(祝日は除く) 9:00~16:00</p>	<p>消費生活</p> <p>訪問販売や契約のトラブルなど消費生活に関する相談に応じます。 指宿庁舎(商工水産課) 毎週月~金曜日(祝日は除く) 9:00~17:00</p>	<p>心配ごと</p> <p>生計、家庭、住宅、健康、法律、財産、事故、福祉全般、苦情などさまざまな相談に応じます。</p> <p>指宿老人福祉センター 毎週金曜日(祝日は除く) 9:00~12:00、13:00~15:00 山川文化ホール 8月20日(木)、9月3日(木) 13:30~16:30 開間農村環境改善センター 8月28日(木)、9月11日(木) 13:30~16:30</p>
	<p>人権</p> <p>いじめ・虐待・セクハラなど人権に関する相談に応じます。 指宿中央公民館 9月5日(金) 10:00~15:00</p>	<p>児童</p> <p>非行、学校生活、虐待など、児童に関するさまざまな相談に応じます。 指宿庁舎(地域福祉課) 毎週火・水・金曜日(祝日は除く) 9:00~16:00</p>	<p>[出張相談] 山川文化ホール 9月3日(木) 13:30~16:30 開間老人福祉センター 9月1日(月) 12:00~15:00</p>	

広報いぶすき 平成26年8月号 お知らせ版 No.76 編集発行 指宿市市長公室広報統計係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
http://www.city.ibusuki.lg.jp ☎22111(内線123) info@city.ibusuki.lg.jp

